

室蘭工業大学紀要投稿要領

委員長裁定 平成 16 年 4 月 21 日

1. 原稿の種類

別に定める執筆要領に基づき作成する。

(1) 投稿論文 (Original papers)・・・未発表の原著。審査対象とする。

a. 学術論文 (Academic articles)

各々の研究分野における本格的な論文，学会誌に投稿論文として登載され得るもの

b. 研究報告 (Research reports)

学術論文として完結していないが，学問上一定の価値を有すると認められるもの

c. 教育改善報告 (Educational improvement reports)

教育の方法・内容に関して，その改善を目指した実践の報告，ないし一般に FD (Faculty Development) を目指した実践報告で，大学等における教育に一定の寄与を為すもの

(2) 特集論文 (Specials)

本学における研究活動及び学術交流による成果を学内公募する。委員会においては審査は行わない。各研究活動内 (例：国際シンポジウム等) で審査を行っている場合は，審査の詳細が公開された情報 (Call for papers 等) を原稿に含める等，そのことがわかるようにすること。

また，他の出版物に公表済みのものを掲載する場合は，許諾を得た上で出典等を明示すること。

2. 言語

使用言語は自由とする。ただし，原則として学内に査読者が見出せるものに限る。

なお，英語以外の言語 (日本語を含む) を表題及び本文に使用した場合には，「表題」を英語で併記し，「概要」及び「キーワード」を英語で記載すること。

3. ページ数

原稿のページ数は原則として次のとおりとする。ただし，委員会が承認したものに限り上限を超えることができる。

(1) 投稿論文・・・刷り上がり 20 ページ以内

(2) 特集論文・・・委員会が指定した刷り上がりページ以内

4. 別刷の取り扱い

別刷については，著者の負担 (学科等経費) とする。

5. 投稿の手続き

- (1) 原稿は、完成原稿の元となった電子ファイル（Word や TeX など）及び印刷イメージ（PDF 形式）で提出すること。
- (2) 論文の審査結果に基づき、論文に修正を求めることがあるが、著者に返送後 1 ヶ月を経過しても再提出されない場合には受付の登録を取り消す。
- (3) 審査の結果あるいは投稿者からの申し出に基づき、学術論文から研究報告への切り替えを認めることがある。
- (4) 登載論文には編集担当から通知のあった原稿受付日、論文受理日、頁番号を記載すること。
- (5) 投稿に際し、著者以外の作成した文章、図表、写真、資料等を引用もしくは転載する場合には、出典を明記すること。また必要に応じてその著作権者の許諾を得ておくこと。

6. 著作権

- (1) 登載論文の著作権は室蘭工業大学に帰属するものとし、登載が決定した際に「著作権譲渡書」を提出すること。
- (2) 登載された論文等は、原則として本学機関リポジトリにおいて公開する。

7. ヒトを対象とした研究について

「室蘭工業大学ヒトを対象とした研究に関する規則」を遵守すること。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 16 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 20 年 3 月 14 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 3 日から実施する。